

函館市監査公表第 9 号

函館市長から，包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 18 日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 出 村 ゆかり

函館市監査委員 道 畑 克 雄

函 土 管

令和 8 年(2026年) 7 月 2 8 日

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

令和 7 年度（2 0 2 5 年度）包括外部監査の結果に基づく措置
の通知について

令和 8 年（2 0 2 6 年）3 月 2 4 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、
地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和7年度（2025年度）包括外部監査の結果に基づく措置
（特定の事件名 防災に関する事務の執行について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
土木部 管理課	土木部災害活動マニュアル等の策定 （土木部災害対応） 災害対応に際して使用するマニュアル の統一を検討されたい 体制・役割の枠組みと，出動判断・ 行動基準などの具体手順が複数のマニ ュアルにまたがって記載されていると いう現状は，初動の遅延や判断のばら つきにつながり得るため，実効性確保 の観点から改善が必要である。 改善の方向性としては，現在の「土 木部災害活動マニュアル」と「土木部 応急対策班災害活動マニュアル」を統 合し，災害活動時に参照するマニユ アルを一つにまとめるべきである。 仮に統合それ自体が難しいとして も，マニュアル相互の記載内容の統一 やマニュアル相互の優先関係，相互参 照の方法を記載するなどし，マニユ アルを活用する場面で，現場職員が迷 いなく活動できるようにすべきである。	133	災害時対応における判断および行動の迅速 性・確実性を向上させるため，部全体として の体制等を示す「土木部災害活動マニュアル 」と応急対策班による具体的な行動・実務を 示す「土木部応急対策班災害活動マニュアル 」を令和8年6月1日付けで「土木部災害活 動マニュアル」に統一する改訂を行い，一つ のマニュアルで一貫した対応が行えるよう改 善いたしました。